

第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画 (事務事業編)

2018年度 ～ 2030年度
(第2期 2023年度 ～ 2027年度)

目 次

第1章 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
1. 気候変動の影響	1
2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向	1
3. 地球温暖化対策をめぐる国内の動向	1
第2章 これまでの計画等による取組状況	2
1. 「第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」による取組	2
2. 「市事務事業に係る地球温暖化に関する当面の取組方針」及び 「第2次大船渡市環境基本計画」による取組	3
第3章 計画改定の基本方針	4
1. 計画改定の目的	4
2. 計画の位置付け	4
3. 計画期間	5
4. 基準年度の設定	5
5. 削減対象とする温室効果ガス	6
(1) 温室効果ガスの種類	6
(2) 削減対象とする温室効果ガス	6
6. 対象とする事務事業の範囲	6
第4章 二酸化炭素総排出量の算定	7
1. 排出量の算定方法及び算定範囲	7
(1) 二酸化炭素総排出量の算定方法	7
(2) 算定の対象とする施設等の範囲	8
2. 二酸化炭素総排出量の推移及び内訳	8
(1) 市の事務事業における二酸化炭素排出量の算定	8
(2) 二酸化炭素総排出量の分析	10

第5章 二酸化炭素排出量に関する数量的な目標	1 1
1. 目標設定の考え方	1 1
2. 数量的な目標	1 1
第6章 目標達成に向けた取組	1 2
1. 取組の基本方針	1 2
2. 具体的な取組	1 2
(1) 施設の建築、管理等における配慮	1 2
(2) 事務事業における二酸化炭素の排出抑制への配慮	1 3
第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み	1 5
1. 推進体制	1 5
2. 進行管理	1 5
(1) 推進検討会	1 5
(2) 各課等における取組	1 5
(3) 進捗状況の公表	1 5
参考資料 施設ごとの二酸化炭素排出量	1 6

第1章 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1. 気候変動の影響

地球温暖化は、今後予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障上の問題と認識されている最も重要な環境問題のひとつです。世界各地で平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風や台風等による被害の増加、農作物や生態系への影響等が報告されています。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは、人類共通の課題とされています。

2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年11月から12月にかけてフランス・パリにおいて第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、1997年に合意された京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書として「パリ協定」が採択されました。この協定は、「京都議定書」に代わる2020年度以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして歴史上初めてすべての国が参加する公平な合意であり、国際枠組みとしても画期的なものです。

この協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げた初めての国際条約です。5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、各国における地球温暖化への適応に関する計画の立案過程及び行動の実施などが規定されています。

3. 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

国では、2020年10月に内閣総理大臣が、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを、所信表明演説において宣言しました。

さらには、1998年に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が、2021年6月に改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念にすること、地方創生につながる再生可能エネルギー導入を促進すること、企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化をすることが掲げられました。

温対法の改正を受け、同年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、計画では、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すとしており、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととしています。主な対策・施策として、再生可能エネルギーの導入推進や省エネルギー施策の推進、2050年に向けたイノベーション支援等が挙げられています。

第2章 これまでの計画等による取組状況

1. 「第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」による取組

温対法により、地方自治体に「温室効果ガス抑制のための実行計画」の策定が義務付けられたことから、本市においては2001年2月に「大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しました。

この第1次実行計画では、温室効果ガスの総排出量と種別ごとのエネルギー使用量を2005年度までにそれぞれ6%削減（対1999年度比）することを達成目標として掲げました。しかし、計画最終年度における温室効果ガス総排出量は目標を下回る2.8%の削減に止まったことから、2006年度に改定した第2次実行計画では、第1次実行計画において達成できなかった残りの3.2%分について削減することを目標とし、目標を達成した年度以降はエネルギー使用量を対前年度以下とすることとして取組を実施しました。

第2次実行計画の計画期間が最終月となった2011年3月11日、東日本大震災による大津波が発生し、市が所有する施設においても滅失や損壊など甚大な被害を受けました。被害の少なかった施設においても電気の復旧や施設の再開に時間を要した施設があったほか、2010年度については通年分の温室効果ガス排出量が算定できず、基準年度と比較することができませんでした。

ただし、2006年度の時点で温室効果ガス総排出量は2005年度比で14.1%の削減となっていたほか、2010年度においても2011年2月分までの実績において前年同月比で前年度を上回る削減となっていたこと、また、計画最終年度の前年度である2009年度にはガソリン以外の項目で目標を大幅に上回る削減量となっており、エネルギー使用量は年々減少傾向で推移していたことから、計画最終年度において目標を達成できていたものと考えられます。

■ 対象施設

主に市職員のみが関与する施設	市本庁舎、三陸支所庁舎
地域活動など市職員以外の関与がある施設	綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、保健介護センター、三陸保健福祉センター、国民健康保険診療所（綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所）、市立保育所（越喜来保育所、甫嶺へき地保育所、綾里保育所、崎浜保育所、吉浜託児所）、市立幼稚園（越喜来幼稚園、綾里こども園、吉浜こども園）、市立中央公民館、市立三陸公民館、市立博物館、市立図書館、市立小・中学校（盛小学校、大船渡小学校、末崎小学校、赤崎小学校、蛸ノ浦小学校、猪川小学校、立根小学校、日頃市小学校、大船渡北小学校、綾里小学校、越喜来小学校、崎浜小学校、甫嶺小学校、吉浜小学校、第一中学校、大船渡中学校、末崎中学校、赤崎中学校、日頃市中学校、綾里中学校、越喜来中学校、吉浜中学校）

■ 温室効果ガス総排出量の推移（単位：t-CO₂）

項目	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度※	
二酸化炭素	2,561.72	2,198.94	2,316.31	2,207.35	2,201.12	1,916.98	
内訳	電気	1,550.93	1,280.91	1,396.61	1,362.95	1,329.12	1,163.37
	灯油	452.43	393.88	407.19	360.38	396.94	339.47
	LPガス	184.42	165.70	158.94	152.08	151.13	125.07
	A重油	115.74	111.95	112.51	100.48	93.84	76.99
	ガソリン	136.78	136.27	138.60	134.71	133.43	125.26
	軽油	121.42	110.23	102.46	96.75	96.66	86.82
メタン	0.31	0.32	0.30	0.29	0.26	0.23	
一酸化二窒素	7.99	8.09	7.76	7.48	6.91	6.13	
合計	2,570.02	2,207.35	2,324.37	2,215.12	2,208.29	1,923.34	
達成目標 対基準年度比	(基準年度)	-14.1%	-9.6%	-13.8%	-14.1%	-25.2%	

※2010年度についても通年分の実績を取りまとめていますが、データの欠損があるため、参考値とします。

2. 「市事務事業に係る地球温暖化に関する当面の取組方針」及び「第2次大船渡市環境基本計画」による取組

第2次実行計画の取組期間が2011年3月に満了したことに伴い、第3次実行計画として改定を行う予定であったものの、東日本大震災に伴う復興関連事業など、平時とは比較できない大規模な事務事業の実施が見込まれたため実行計画としての改定を見送り、その代替として同年11月に「市事務事業に係る地球温暖化に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を決定し、第2次実行計画の取組内容を基本として基準年度及び数値目標を設定せずに取組を継続することとしました。

その後、2013年3月に改定した第2次大船渡市環境基本計画において、実行計画に関する達成目標を2013年度から2022年度までの計画期間中における温室効果ガス総排出量を対前年度以下とすることと設定して取組を継続しましたが、被災施設の再開や移転、統合のほか、施設の新設や廃止等に伴う増減が多数あったことから第3次実行計画策定までの期間においては、2015年度を除いて目標を達成することができない状況でした。

■ 対象施設

主に市職員のみが関与する施設	市本庁舎
地域活動など市職員以外の関与がある施設	市民文化会館（図書館を含む）、保健介護センター、国民健康保険診療所（綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所）、市立博物館、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、甫嶺へき地保育所、綾里こども園、綾里保育所、吉浜こども園、吉浜託児所、市立小・中学校（盛小学校、大船渡小学校、末崎小学校、猪川小学校、立根小学校、日頃市小学校、大船渡北小学校、綾里小学校、吉浜小学校、第一中学校、末崎中学校、日頃市中学校、綾里中学校、越喜来中学校、吉浜中学校）、学校給食調理場（大船渡、末崎、立根、大船渡北、綾里、越喜来）、北部学校給食センター
震災による復旧・復興等の影響がある施設	三陸支所（三陸保健福祉センター）、市立中央公民館、市立三陸公民館、市立小・中学校（赤崎小学校、蛸ノ浦小学校、越喜来小学校、崎浜小学校、甫嶺小学校、大船渡中学校、赤崎中学校）、越喜来幼稚園、越喜来保育所、越喜来こども園、崎浜保育所

※期間内に新設、再開、統廃合や廃止などが多数あったため、対象施設は年度ごとに異なります。

■ 温室効果ガス総排出量の推移（単位：t-CO₂、二酸化炭素換算）

項目	2010年度*	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
二酸化炭素	2,417.33	2,578.51	2,808.37	2,990.87	3,017.40	2,915.82	3,032.12	
内訳	電気	1,406.59	1,570.99	1,726.51	1,876.52	1,984.92	1,926.12	1,958.19
	灯油	546.29	614.07	552.62	599.72	555.48	528.72	592.52
	LPガス	145.03	123.40	135.64	136.68	93.20	80.11	82.41
	A重油	107.34	127.91	127.91	124.10	174.42	160.68	195.75
	ガソリン	125.26	87.78	147.29	175.75	169.23	178.24	165.06
	軽油	86.82	54.36	118.40	78.10	40.15	41.95	38.19
メタン	0.23	-	0.23	0.27	0.26	0.28	0.27	
一酸化二窒素	6.13	-	8.24	7.53	7.15	7.44	7.27	
合計	2,423.69	2,578.52	2,816.84	2,998.67	3,024.81	2,923.54	3,039.66	
達成目標	-	なし		対前年度以下				
対前年度比	-	6.4%	9.2%	6.5%	0.9%	-3.3%	4.0%	

※2010年度はデータ欠損があるほか、対象施設が異なるため、第2次実行計画の使用量とは一致しません。

また、総排出量について第2次計画と第3次実行計画では算定の対象とする施設等の範囲が異なることから、第3次実行計画では2013年度から2016年度までのエネルギー使用実績のあるすべての施設について調査を行い、総排出量を計算しています。そのため、この表と第3次実行計画の総排出量は一致しません。

第3章 計画改定の基本方針

1. 計画改定の目的

2017年度時点において、第2次大船渡市環境基本計画による取組の開始から4年度を経過し、パリ協定の発効や国の地球温暖化対策計画の策定など、地球温暖化対策の取組に係る方策は、取組を開始した当初と比較して世界規模で大きく変化しました。

また、同年度は本市における復興計画期間も後期の初年度となり、被災した小・中学校の再建や防災センターの新築等、大規模な公共施設の整備はほぼ完了していたことから、復興関連の大規模な新規事務事業が減少していくものと考えられました。

このことから、市は、事務事業に関する事業者として、省資源・省エネルギーや環境負荷の小さいエネルギーの普及などを率先して実施することにより、温室効果ガスの排出量を削減し、環境への負荷を低減することを目的とし、国の約束草案*に遜色のない目標を設定した新たな実行計画（第3次実行計画）として2018年2月に改定を行いました。

■ 大船渡市における地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）等の策定・改定状況

計 画 名	策定年月	計 画 期 間
第1次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画	2001年2月	2001～2005年度
第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画	2006年8月	2006～2010年度
市事務事業に係る地球温暖化対策に関する当面の取組方針	2011年11月	2011～2012年度
第2次大船渡市環境基本計画（※計画中に地球温暖化対策実行計画として位置付け）	2013年3月	2013～2022年度
第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画	2018年2月	2018～2030年度

2. 計画の位置付け

本計画は、「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」といい、温対法第21条第1項に基づき策定するもので、第3次大船渡市環境基本計画を上位計画とします。

※約束草案

2015年7月に地球温暖化対策推進本部において、日本における2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2018年度から国の地球温暖化対策計画の目標年度である2030年度までの13年間としています。

なお、長期間に渡って実行する計画であることから、目標達成に向けた取組の進捗状況のほか、地球温暖化対策の国内・国際情勢における今後の変化に柔軟に適応するため、5年ごとに計画の見直しを実施することとしています。

第1期計画期間（2018年度～2022年度）が2022年度に満了することから、第1期計画期間中における温室効果ガス排出量等の状況を踏まえ、計画の見直しを行い、2023年度から2027年度を計画期間とする第2期計画を策定します。

計 画 期 間	2018年度 ～ 2030年度 （第2期：2023年度 ～ 2027年度）
---------	---

■ 総合計画等の計画期間との比較（参考）

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
大船渡市総合計画	→																					
大船渡市環境基本計画	→																					
大船渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	→																					
第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画	計画期間全体 →																					
	計画見直し →																					
国の地球温暖化対策計画	→																					

(2021年10月改定)

4. 基準年度の設定

国の地球温暖化対策計画における基準年度に合わせ、本計画の基準年度は2013年度とします。

5. 削減対象とする温室効果ガス

(1) 温室効果ガスの種類

温室効果ガスには、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項によって定められた下記の7種類の物質があります。

なお、地球の大気中に存在する物質で最も温室効果をもたらしているものは水蒸気ですが、海洋からの蒸発や樹木からの蒸散により発生するものが大半を占め、人為的に抑制することが困難であるため、対象から除かれています。

■ 温室効果ガスの種類

温室効果ガスである物質	主な発生源（人為的なもの）	地球温暖化係数※ ¹
二酸化炭素（CO ₂ ）	発電、化石燃料の燃焼、焼却	1
メタン（CH ₄ ）	家畜の腸内醗酵、廃棄物の埋立、下水処理、稲作	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の利用、燃料の燃焼	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）※ ²	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンの冷媒	12～14,800
パーフルオロカーボン（PFC）※ ²	冷凍冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄	7,390～17,340
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電・変圧設備	22,800
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造	17,200

※¹ 地球温暖化係数は、二酸化炭素を1とした場合の物質ごとの温室効果（同一質量比）を表したものです。

※² 物質群の総称であり、ハイドロフルオロカーボン類は19物質、パーフルオロカーボン類は9物質が該当します。

(2) 削減対象とする温室効果ガス

市の事務事業により排出される温室効果ガスのうち、総排出量の99.7%以上（第2次大船渡市環境基本計画による取組期間内の実績）を二酸化炭素が占め、地球温暖化への影響度が最も大きいことから、削減対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

■ 温室効果ガスの種類ごとの排出量及び割合（単位：t-CO₂、二酸化炭素換算）

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
温室効果ガス総排出量	2,998.67	3,024.81	2,923.54	3,039.66
内				
二酸化炭素	2,990.87(99.74%)	3,017.40(99.75%)	2,915.82(99.74%)	3,032.12(99.75%)
メタン	0.27(0.01%)	0.26(0.01%)	0.28(0.01%)	0.27(0.01%)
一酸化二窒素	7.53(0.25%)	7.15(0.24%)	7.44(0.25%)	7.27(0.24%)

6. 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、市が直接実施するすべての事務事業とし、施設等については市が管理するすべての施設（指定管理者制度により管理運営を委託するものを含む）及び公用車（緊急車両は除く）を対象とします。

なお、計画期間内において事務事業の対象範囲や対象施設等に変更が生じたときは、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4章 二酸化炭素総排出量の算定

1. 排出量の算定方法及び算定範囲

(1) 二酸化炭素総排出量の算定方法

二酸化炭素総排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項の規定により、以下の係数を用いて算出します。

なお、エネルギー使用実態に基づき、施設分については「電気」、「灯油」、「LPガス」及び「A重油」の4種類、公用車分については「ガソリン」及び「軽油」の2種類を算定の対象とします。

① 他者から供給された電気の使用による二酸化炭素の排出

電気の使用量に供給事業者が公表する各年度の二酸化炭素排出係数（再生可能エネルギー固定価格買取制度による調整等を反映していない「調整前」の排出係数）を乗じて算出します。

なお、現年度分の二酸化炭素排出量を年度途中で算定する場合は、当該年度の前年度の二酸化炭素排出係数を使用して仮算定し、確定値については最新の二酸化炭素排出係数が確定した後に再計算を行い、公表することとします。

■（参考）東北電力㈱の二酸化炭素排出係数（単位：t-CO₂/千kWh）

	2013年度（基準年度）	2018年度	2019年度	2020年度
電気（東北電力）	0.591	0.522	0.519	0.476

※2021年度の二酸化炭素排出係数は、東北電力㈱より排出係数の確定値が公表前のため掲載なし。

② 燃料の燃焼による二酸化炭素の排出

環境省が定めた温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに従い、燃料の種類ごとの使用量に単位発熱量と炭素排出係数を乗じて炭素排出量を算出し、これに44/12（二酸化炭素の分子量（44）と炭素の分子量（12）の比）を乗じて燃料の種類ごとの二酸化炭素排出量に変換したものを合算することにより算出します。

■ 燃料の二酸化炭素排出係数

	燃料使用量の単位	単位発熱量 (GJ/単位)	炭素排出係数 (t-C/GJ)	二酸化炭素排出係数
灯油	kℓ	36.7	0.0185	2.49 t-CO ₂ /kℓ
LPガス※	t	50.8	0.0161	3.00 t-CO ₂ /t
A重油	kℓ	39.1	0.0189	2.71 t-CO ₂ /kℓ
ガソリン	kℓ	34.6	0.0183	2.32 t-CO ₂ /kℓ
軽油	kℓ	37.7	0.0187	2.58 t-CO ₂ /kℓ

※各施設におけるLPガスの使用量はm³（容積）で報告されるため、以下によりt（重量）として逆算します。【使用量（t）＝使用量（千m³）÷プロパンガスの質量（0.502t/千m³）】

(2) 算定の対象とする施設等の範囲

算定の対象とする施設等は、市が所有する全施設のうち、エネルギー使用実績のあるすべての施設（2021年度においては、市が所有する施設のうち、複数施設を一体管理しているものやエネルギー使用実績がない施設を整理した256施設）及び公用車とします。

市が所有する施設には、庁舎、学校や上下水道施設等、使用する目的、対象や利用時間などの違いによってエネルギーの使用形態が異なるものがあるため、施設等を以下の5つに区分してエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を集計することとします。

区分ごとの状況や推移等を把握、分析することにより、今後のエネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減に係る方策等について、区分ごとに有効な手法を検討します。

なお、手法の検討を行う際は、必要に応じてそれぞれの施設等の区分の中で区分をさらに細分化できるものとします。

■ 施設等の区分及び施設数等（2022年3月末現在）

施設等の区分	分類した施設等の例	施設数等	
住民利用施設	市庁舎・支所、保健介護センター、病院・診療所、消防署、高齢者施設、公民館・集会所、運動施設、魚市場	71施設	256施設
教育施設	小・中学校、学童クラブ、こども園	25施設	
事業施設	給食センター・給食共同調理場	1施設	
その他施設	上・下水道施設、消防屯所、公衆トイレ、公園	159施設	
公用車	緊急車両を除く全ての公用車		107台

2. 二酸化炭素総排出量の推移及び内訳

(1) 市の事務事業における二酸化炭素排出量の算定

対象とする施設等に係る基準年度となる2013年度及び2018年度から2021年度までのエネルギー使用量について調査を行い、二酸化炭素排出量を以下のとおり算定しました。

なお、2021年度の電気の二酸化炭素排出量については、東北電力㈱において排出係数が公表前であることから、前年度の排出係数により計算しています。

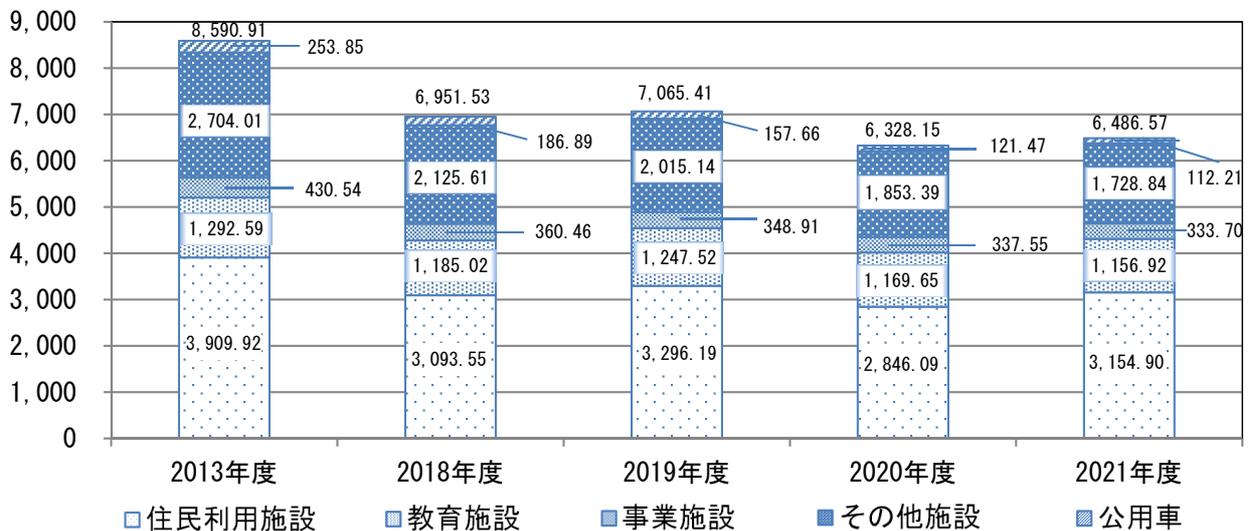
■ 種別ごとのエネルギー使用量

	2013年度 (基準年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
電気 (千kWh)	11,197.53	10,947.69	10,878.48	10,559.30	10,613.09
灯油 (kℓ)	364.12	318.30	282.49	274.02	287.54
LPGガス (t)	42.65	25.10	22.74	21.14	19.81
A重油 (kℓ)	205.81	144.64	155.91	137.20	180.13
ガソリン (kℓ)	75.75	63.38	55.18	41.97	37.79
軽油 (kℓ)	30.27	15.45	11.49	9.34	9.51

■ エネルギー種別ごと・施設等の区分ごとの二酸化炭素排出量の推移（単位：t-CO₂）

		2013年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
総排出量		8,590.91	6,951.53	7,065.41	6,328.15	6,486.57
エネルギー種別ごと	電気	6,617.73 (77.0%)	5,430.06 (78.1%)	5,645.93 (79.9%)	5,026.23 (79.4%)	5,051.83 (77.9%)
	住民利用施設	2,652.28 (40.1%)	2,138.58 (39.4%)	2,401.24 (42.5%)	2,054.87 (40.9%)	2,201.14 (43.6%)
	教育施設	1,029.40 (15.6%)	964.66 (17.8%)	1,032.08 (18.3%)	935.29 (18.6%)	934.13 (18.5%)
	事業施設	247.88 (3.7%)	206.42 (3.8%)	204.44 (3.6%)	186.94 (3.7%)	190.37 (3.8%)
	その他施設	2,688.17 (40.6%)	2,120.40 (39.0%)	2,008.17 (35.6%)	1,849.14 (36.8%)	1,726.19 (34.2%)
	灯油	906.65 (10.6%)	792.58 (11.4%)	703.40 (10.0%)	682.32 (10.8%)	715.96 (11.0%)
	住民利用施設	666.58 (73.5%)	579.20 (73.1%)	492.89 (70.1%)	455.23 (66.7%)	501.45 (70.0%)
	教育施設	223.44 (24.6%)	208.82 (26.3%)	204.24 (29.0%)	223.52 (32.8%)	212.62 (29.7%)
	事業施設	11.33 (1.3%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)
	その他施設	5.30 (0.6%)	4.56 (0.6%)	6.27 (0.9%)	3.57 (0.5%)	1.89 (0.3%)
	LPGガス	254.92 (3.0%)	150.03 (2.2%)	135.92 (1.9%)	126.32 (2.0%)	118.43 (1.8%)
	住民利用施設	128.94 (50.6%)	77.35 (51.6%)	66.07 (48.6%)	51.20 (40.5%)	46.72 (39.4%)
	教育施設	39.75 (15.6%)	11.54 (7.7%)	11.20 (8.2%)	10.84 (8.6%)	10.17 (8.6%)
	事業施設	85.45 (33.5%)	60.54 (40.4%)	58.07 (42.7%)	63.64 (50.4%)	60.92 (51.4%)
	その他施設	0.78 (0.3%)	0.60 (0.4%)	0.58 (0.4%)	0.63 (0.5%)	0.62 (0.5%)
	A重油	557.76 (6.5%)	391.97 (5.6%)	422.50 (6.0%)	371.81 (5.9%)	488.14 (7.5%)
	住民利用施設	462.12 (82.9%)	298.42 (76.1%)	335.99 (79.5%)	284.79 (76.6%)	405.59 (83.1%)
	教育施設	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)	0.00 (0.0%)
	事業施設	85.88 (15.4%)	93.50 (23.9%)	86.40 (20.4%)	86.96 (23.4%)	82.41 (16.9%)
	その他施設	9.76 (1.7%)	0.05 (0.0%)	0.12 (0.0%)	0.05 (0.0%)	0.14 (0.0%)
ガソリン	175.75 (2.0%)	147.03 (2.1%)	128.01 (1.8%)	97.38 (1.5%)	87.67 (1.4%)	
軽油	78.10 (0.9%)	39.86 (0.6%)	29.65 (0.4%)	24.09 (0.4%)	24.54 (0.4%)	
施設等の区分ごと	住民利用施設	3,909.92 (45.5%)	3,093.55 (44.5%)	3,296.19 (46.7%)	2,846.09 (45.0%)	3,154.90 (48.6%)
	教育施設	1,292.59 (15.0%)	1,185.02 (17.0%)	1,247.52 (17.7%)	1,169.65 (18.5%)	1,156.92 (17.8%)
	事業施設	430.54 (5.0%)	360.46 (5.2%)	348.91 (4.9%)	337.55 (5.3%)	333.70 (5.1%)
	その他施設	2,704.01 (31.5%)	2,125.61 (30.6%)	2,015.14 (28.5%)	1,853.39 (29.3%)	1,728.84 (26.7%)
	公用車	253.85 (3.0%)	186.89 (2.7%)	157.66 (2.2%)	121.47 (1.9%)	112.21 (1.7%)
	ガソリン	175.75 (69.2%)	147.03 (78.7%)	128.01 (81.2%)	97.38 (80.2%)	87.67 (78.1%)
	軽油	78.10 (30.8%)	39.86 (21.3%)	29.65 (18.8%)	24.09 (19.8%)	24.54 (21.9%)

■ 施設等の区分ごとの二酸化炭素排出量の推移（単位：t-CO₂）



(2) 二酸化炭素総排出量の分析

第1期計画期間における二酸化炭素総排出量は、初年度の2018年度が6,951.53t-CO₂、直近の年度の2021年度が6,486.57t-CO₂と、減少傾向にあります。

排出量全体のうち、電気の使用による排出量が各年度ともに約8割を占めていますが、電気の使用量は減少傾向であり、排出係数についても年々低下していることから、2021年度における電気による排出量は、対2013年度比で1,565.90t-CO₂ (23.7%) 減少しています。

電気に次いで多くの割合を占めるものは、暖房等の熱源として利用されることが多い灯油及びA重油の使用によるものです。その排出量の合計は、対2013年度比で260.31t-CO₂ (17.8%) 減少しており、暖房機器をエアコンに転換したこと等が考えられます。

施設等の区分ごとの割合では、電気、灯油は、全ての施設で概ね基準年度と同様の割合で推移しています。また、LPガス使用による排出量については、2019年度までは住民利用施設が、2020年度以降は事業施設が半数以上を占めています。A重油は、住民利用施設の排出量が約8割を占めています。

公用車の燃料であるガソリン及び軽油に由来する排出量については、車両更新時のエコカーへの転換や、公用車数の減少等により、2021年度の排出量は基準年度の概ね半分以下となっています。

2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、住民利用施設でのイベントの中止や休館期間があったことから、二酸化炭素排出量が少なくなっています。

第5章 二酸化炭素排出量に関する数量的な目標

1. 目標設定の考え方

第3次実行計画の削減目標について、2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比40%削減とし、毎年度の削減目標を2.3%としていました。

第1期計画期間中の二酸化炭素排出量の実績は、下表のとおり2021年度実績で24.5%の削減となっており、第1期計画期間の満了年度である2022年度目標の21.3%削減を上回っています。

このことから、削減目標を第1期計画期間の年間削減率を基に設定します。

◎2013年度から2021年度までの温室効果ガス排出量

項目	2013年度実績	2018年度実績	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績
市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量	8,590.91トン	6,951.53トン	7,065.41トン	6,328.15トン	6,486.57トン	-
第3次計画(第1期)における削減目標	-	▲12.0%	▲14.3%	▲16.7%	▲19.0%	▲21.3%
2013年度比の削減率	-	▲19.1%	▲17.8%	▲26.3%	▲24.5%	-
年間削減率	-	3.82%	2.97%	3.76%	3.06%	-

2018～2021年度の年間削減率の平均3.40%

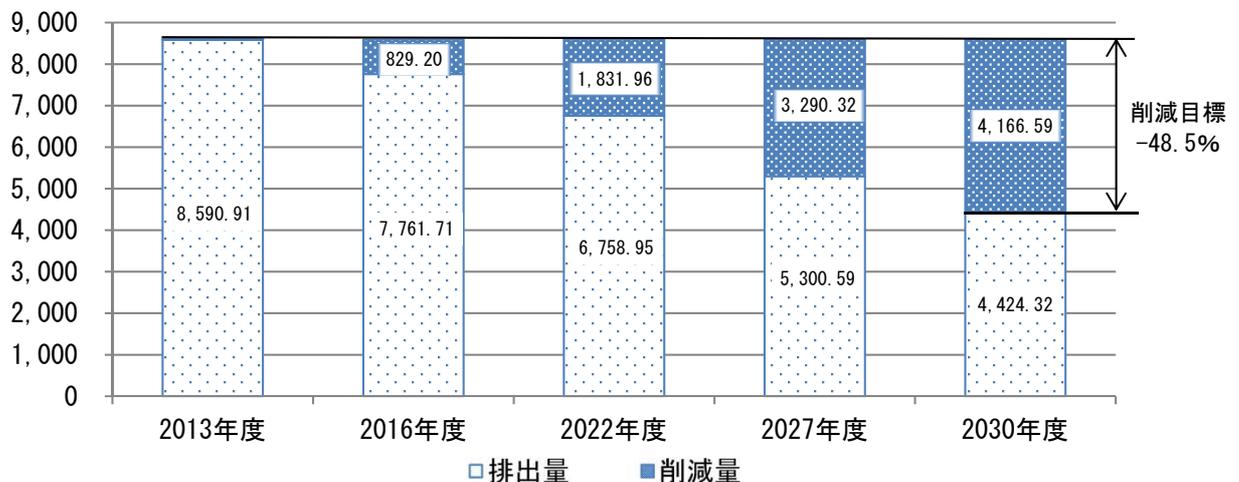
2. 数量的な目標

2030年度における市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を、2013年度比48.5% (4,166.59t-CO₂)削減することを目標として設定します。

また、2023年度以降の毎年度の削減目標を、前年比3.4% (292.09t-CO₂)削減とします。

削減目標 目標年度：2030年度 基準年度：2013年度	48.5% 【2023年度以降の毎年度の削減目標】3.4%
---	---

■ 第3次実行計画による排出量削減のイメージ (単位：t-CO₂)



第6章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

実行計画による取組を実施することにより、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、事務の効率化や経費の縮減にもつながるため、市の事務事業に関わる一人ひとりが主体的に行動することが求められます。

二酸化炭素総排出量は年々減少傾向であるものの、今後も現在のように経時的に通減していく確証はないため、機器等の更新や改修を行う際に省エネルギー型機器を導入するなど、設備面からの対策（ハード対策）の検討及び推進のほか、より効果的な運用改善手法（ソフト対策）を検討し、今後も率先してエネルギー使用の抑制や省資源化の取組を推進するほか、環境配慮型製品の利用を促進します。

2. 具体的な取組

(1) 施設の建築、管理等における配慮

建築物は長期間に渡って使用されるため、設計から管理、修理・解体に至るまでの各段階において計画的な配慮が求められます。

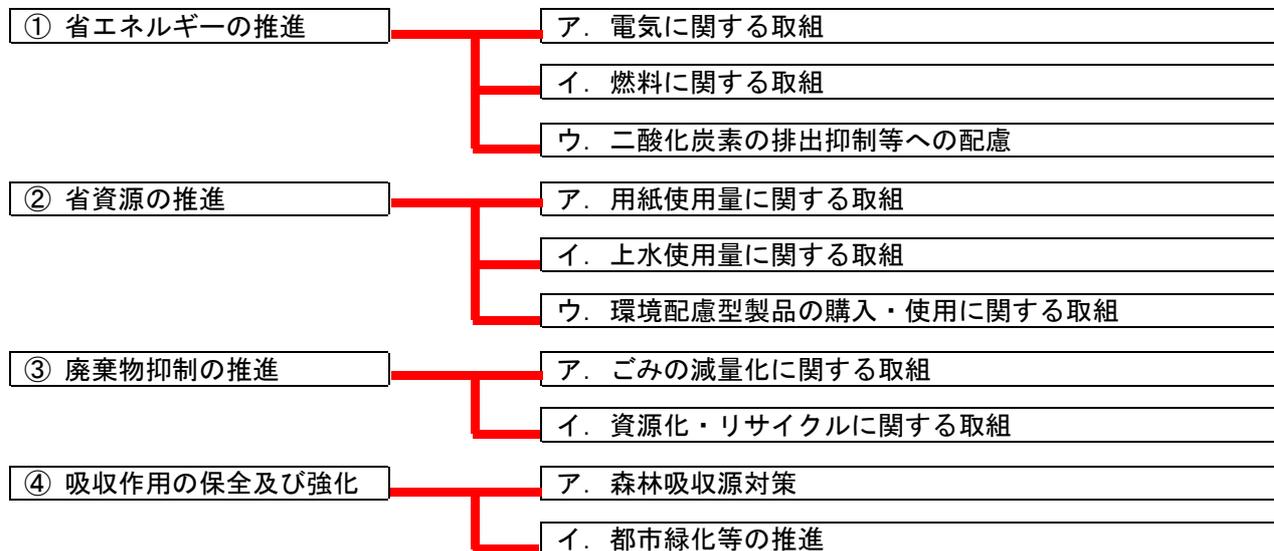
■ 施設の建築、管理等における配慮（例）

設計段階	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物を建築する際は、省エネルギー型設備の導入や再生可能エネルギーの活用など省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出抑制等に配慮したものとして整備する等、環境保全において模範となる施設の建設に努める。・ 新築・改修等を行う際は、安全性、経済性、エネルギー効率及び断熱性能等に留意しつつ、廃棄物等から作られた資材や断熱性能の向上に資する建具等のほか、支障のない限り木材の利用に努め、利用可能である場合にはハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない資材の利用を促進する等、温室効果ガスの排出抑制等に資する建設資材等を選択する。・ 設備の設置や更新を行う際は、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。 また、温室効果ガス排出削減効果の高い機器の積極的な導入を検討する。・ 空調機器の高効率化は、稼働率や費用対効果を考慮し、消費電力量を計測・可視化して制御を行うエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入を検討する。・ 照明のLED化等による高効率化は、稼働率や費用対効果を考慮した上で検討する。・ 節水型の器具や雨水の利用等、水利用の合理化を図る。・ 施設周辺の緑化を推進する。
管理段階	<ul style="list-style-type: none">・ 温室効果ガス排出を抑制し、省エネルギー及び良好な環境の保持に資するよう、施設を適切に管理する。・ 市民活動等に利用される施設では、省エネルギー、省資源に関する市の取組の周知と協力を呼びかける。
修理・解体段階	<ul style="list-style-type: none">・ 建設廃棄物のリサイクル等を推進する。・ 工事車両からの温室効果ガスの排出抑制に努める。・ 機械、設備等を修理、廃棄する際は、冷媒や絶縁等に使用されている温室効果ガスの回収を推進する。

(2) 事務事業における二酸化炭素の排出抑制への配慮

資源の循環・有効利用の観点から、省エネルギー及び省資源の推進、廃棄物抑制等、各段階において以下の体系に分類し、取組を実施します。

■ 二酸化炭素の排出抑制に係る取組体系図



■ 事務事業における二酸化炭素の排出抑制への配慮（例）

① 省エネルギーの推進

ア. 電気に関する取組	
○ A 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンを長時間使用しない時は電源を切る。 ・ 昼休み時間や離席（外出）時は、パソコンのモニターの電源を切る。 ・ パソコンの周辺機器（外部HDD等）は使用時のみ接続する。 ・ コピー機やプリンター等は省電力機能を活用する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前には必要に応じて点灯し、退庁時には必ず消灯する。 ・ 廊下及び階段は、天候や時間等の状況に応じて点消灯する。 ・ 通常使用しない場所（会議室、書庫、湯沸室等）は、必要時のみ点灯する。 ・ 昼休み時間は業務に支障のない範囲において消灯する。 ・ トイレは1/2程度消灯し、手洗い場は使用時以外には消灯する。 ・ 勤務時間外は必要最小限の範囲で点灯する。 ・ 性能を保つため、蛍光管等の交換時に器具を掃除する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用しない機器は電源プラグを抜く。 ・ 職員のみを対象とする会議でのエアコンの使用を控え、その他の会議で使用する際には、冷房は室温28℃、暖房は室温20℃を基本にして設定する。 ・ コーヒーメーカー、電気ポット、個人用扇風機などの持込み及び使用をしない。 ・ その他、使用量の削減に資する取組を励行する。
イ. 燃料に関する取組	
灯油、LPガス、A重油	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房器具の使用時は室温20℃を目安として室温管理を徹底し、過度な暖房を行わない。 ・ 調理過程の見直し等、エネルギーを使用する調理器具の効率的な利用方法を検討する。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の停車などではエンジンを停止する等不要なアイドリングをやめ、経済走行の励行等、エコドライブを徹底する。 ・ 相乗りや計画的な車両運用など、使用機会の低減を試みる。 ・ エコカーを優先的に使用する。 ・ タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・ 不必要な荷物を積んだままにしない。

ウ. 二酸化炭素の排出抑制等への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な事務事業の執行による時間外勤務の縮小及び定時退庁日を徹底する。 ・職員に対し、地球温暖化対策に関する研修の機会や情報を提供する。 ・季節、天候や気温に応じて服装を選ぶ「クールビズ」、「ウォームビズ」を推進する。 ・市が主催、後援する催事等において、省エネルギー、省資源に関する取組への協力を呼びかける。

② 省資源の推進

ア. 用紙使用量に関する取組								
<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア、タブレット等を最大限に活用し、文書のペーパーレス化に努める。 ・資料の1案件1枚化を推進し、使用枚数を削減する。 ・形式的な添書を省略する。 ・両面コピー、両面印刷を徹底する。 ・コピー機の縮小機能を活用し、使用枚数を削減する。 ・コピー機の使用後はリセットを徹底し、ミスコピーを防止する。 								
イ. 上水使用量に関する取組								
<ul style="list-style-type: none"> ・飲用水、手洗い水等の節水を徹底する。 ・ポットの残り湯を活用する。 ・公用車の洗車はバケツの使用等により節水に努める。 ・水栓周辺へのステッカー等の貼付により節水を啓発する。 								
ウ. 環境配慮型製品の購入・使用に関する取組								
<table border="1"> <tr> <td>全般</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・用途や規模に合わせた規格の製品を選択する。 ・環境負荷の少ない製品や再利用が可能な製品を優先的に購入することにより、グリーン購入の取組を推進する。 </td> </tr> <tr> <td>電気製品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。 </td> </tr> <tr> <td>公用車</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な公用車数の削減及び車両の小型化に努める。 ・エコカー、次世代自動車の導入に努める。 </td> </tr> <tr> <td>用紙類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、OA用紙の購入及び印刷物の作成の際は、原則として古紙パルプ配合率が可能な限り高く、総合評価値が80以上、白色度70%以下の用紙とする。 </td> </tr> </table>	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・用途や規模に合わせた規格の製品を選択する。 ・環境負荷の少ない製品や再利用が可能な製品を優先的に購入することにより、グリーン購入の取組を推進する。 	電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。 	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な公用車数の削減及び車両の小型化に努める。 ・エコカー、次世代自動車の導入に努める。 	用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、OA用紙の購入及び印刷物の作成の際は、原則として古紙パルプ配合率が可能な限り高く、総合評価値が80以上、白色度70%以下の用紙とする。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・用途や規模に合わせた規格の製品を選択する。 ・環境負荷の少ない製品や再利用が可能な製品を優先的に購入することにより、グリーン購入の取組を推進する。 							
電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。 							
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な公用車数の削減及び車両の小型化に努める。 ・エコカー、次世代自動車の導入に努める。 							
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、OA用紙の購入及び印刷物の作成の際は、原則として古紙パルプ配合率が可能な限り高く、総合評価値が80以上、白色度70%以下の用紙とする。 							

③ 廃棄物抑制の推進

ア. ごみの減量化に関する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・容器、包装を利用する場合は簡略な包装とし、再使用や再生利用に努める。 ・使い捨て製品の使用や購入を抑制する。 ・ごみはできるだけ細かくして出す。 ・生ごみは可能な限り水分を切り、減量化に努める。 ・物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ・市民活動等に利用される施設では、市の取組の周知と協力を呼びかける。
イ. 資源化・リサイクルに関する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化及びリサイクルを組織的に推進する。 ・古紙回収箱等を設置し、用紙の再資源化に努める。 ・びん、缶、ペットボトル等の分別を徹底する。 ・事務用品(ファイル等)や用紙等の再利用に努める。 ・ミスコピーの裏面活用を徹底する。

④ 吸収作用の保全及び強化

ア. 森林吸収源対策
<ul style="list-style-type: none"> ・植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全を適切に推進する。
イ. 都市緑化等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の緑地樹木の管理、保全を適切に推進する。

第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み

1. 推進体制

地球温暖化対策は、庁内各部課局等において実施する個別対応に加え、他の関連する計画等と総合的、横断的に調整を図りながら推進する必要があるため、副市長を本部長とし、関係部署により構成されている「大船渡市環境施策推進会議」を「大船渡市地球温暖化対策推進検討会（以下「推進検討会」という。）」として活用することにより、総合的、計画的な観点から諸施策の検討及び進行管理を実施します。

2. 進行管理

(1) 推進検討会

庁内横断的な調整を行うため、推進検討会を年1回開催し、エネルギー使用量及び取組内容の確認と、必要に応じた目標の見直し及び推進体制の強化等について検討を行います。

なお、必要に応じて、随時、推進検討会を開催することとします。

(2) 各課等における取組

各課等においては、二酸化炭素の排出抑制に取り組み、地球温暖化対策に係る職員の意識啓発を図ることとします。

また、事務局（市民生活部市民環境課）からの求めにより、年2回（6か月に1回）エネルギー使用量の報告をするとともに、取組の実施内容を「地球温暖化対策取組点検表」（以下「点検表」という。）により提出することとします。

なお、指定管理者制度により管理運営を委託する施設の所管課にあつては、点検表を指定管理者から提出させ、事務局に提出することとします。

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策の進捗状況については、年1回、市のホームページ等で公表を行います。

参考資料 施設ごとの二酸化炭素排出量

【住民利用施設】	総排出量 (t-CO2)			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1 大船渡市役所本庁舎	307.15	313.52	256.55	231.36
2 三陸支所庁舎	22.04	20.37	18.46	15.96
3 吉浜地区拠点センター（吉浜地域振興出張所）	12.43	13.21	13.05	16.47
4 綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール（綾里地域振興出張所）	14.88	15.47	15.63	19.99
5 市民文化会館	488.27	468.83	364.31	406.46
6 田浜地域防災コミュニティセンター	1.32	1.28	0.89	0.83
7 清水地域防災コミュニティセンター	1.34	2.95	2.60	2.74
8 甫嶺地域防災コミュニティセンター	3.84	3.46	3.47	3.82
9 合足地域防災コミュニティセンター	1.19	1.15	0.94	1.01
10 おおふなと斎苑	186.92	136.28	173.33	167.03
11 越喜来診療所	27.01	28.30	30.06	30.17
12 綾里診療所	8.48	8.44	7.04	8.09
13 歯科診療所	13.34	13.62	13.39	13.15
14 吉浜診療所	6.98	8.19	3.87	4.60
15 福祉の里（YSセンター）	300.12	384.49	328.79	369.73
16 大船渡市デイサービスセンター	94.73	90.24	81.12	83.40
17 保健介護センター	14.07	13.95	12.09	16.97
18 シーパル大船渡	11.19	11.85	9.18	5.72
19 働く婦人の家	10.79	10.61	1.39	6.58
20 甫嶺復興交流推進センター	0.00	0.00	21.98	27.37
21 碁石海岸レストハウス	43.97	42.42	31.46	29.15
22 三陸観光センター	3.96	8.38	6.75	5.28
23 大船渡職業訓練センター	10.77	10.49	11.41	10.82
24 大洞ふれあい交流館	1.59	1.56	1.37	1.34
25 三陸鉄道 南リアス線運行部事務所外	30.05	32.65	31.56	32.59
26 しんしん館	0.76	0.75	1.33	0.87
27 担い手センター	0.70	1.41	0.96	1.01
28 立根生活改善センター	7.61	3.47	3.35	4.52
29 ふるさとセンター	8.79	7.98	6.37	5.79
30 鷹生川流域生活改善センター	0.57	0.63	0.39	0.43
31 坂本沢林構改善センター	0.63	0.55	0.44	0.50
32 平山ふれあいセンター	0.41	0.40	0.39	0.36
33 板用多目的集会施設	0.56	0.25	0.42	0.40
34 平田地域多目的集会センター	0.92	1.27	0.76	0.90
35 鷹生地域多目的集会センター	0.52	0.51	0.06	0.45
36 石橋鎧剣舞伝承館	0.48	0.53	0.46	0.32
37 碁石地区コミュニティセンター	1.55	2.24	0.78	0.55
38 小通活性化施設	2.66	2.74	1.16	1.07
39 宮野地区多目的集会施設（宮野地区活動センターを含む）	0.92	0.80	0.45	0.47
40 砂子浜生活改善センター	0.25	0.16	0.09	0.05
41 上甫嶺研修集会施設	0.38	0.43	0.57	0.29
42 綾里地区生産物直売所	9.04	7.84	5.78	4.99
43 森林総合利用施設（ふれあいランド尾崎岬）	23.90	14.66	11.59	17.75
44 総合交流ターミナル施設（世界の椿館 碁石）	35.80	39.99	41.87	53.02
45 鹿の森公園（森林総合利用施設ほか）	346.23	385.75	335.84	349.17
46 漁村センター	6.41	3.58	0.93	1.58
47 蛸ノ浦漁村厚生施設（蛸ノ浦地区公民館）	4.35	3.61	4.74	3.85
48 野形郷土文化保存伝習施設	0.96	0.97	0.56	0.61
49 野々前しおさい会館	0.89	0.46	0.56	0.40
50 扇洞会館	0.88	0.79	0.69	0.42
51 三陸蓄養センター	16.44	53.83	12.11	14.33
52 大船渡市魚市場	104.91	117.78	102.28	99.06
53 大船渡市製水施設	215.55	296.42	251.70	315.01
54 三陸ふるさと物産センター（三陸パーキング）	175.43	190.85	166.54	158.38
55 市民交流館カメラホール（中央公民館）	39.09	39.08	32.96	91.66
56 三陸公民館	51.92	55.22	42.83	39.06

【住民利用施設】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
57	大船渡地区公民館	11.37	8.63	6.33	9.15
58	猪川地区公民館	13.46	8.65	6.17	6.56
59	日頃市地区公民館	4.59	3.78	2.15	3.20
60	赤崎地区公民館	1.16	0.00	0.00	3.71
61	市民体育館	48.73	51.47	42.02	131.28
62	テニスコート、弓道場	13.41	12.83	9.76	4.77
63	田中島グラウンド	1.43	1.02	0.67	1.09
64	赤崎グラウンド	9.17	10.41	10.81	8.99
65	三陸体育館	1.84	2.08	0.95	1.96
66	三陸B & G海洋センター	39.85	41.65	35.49	24.92
67	市立博物館	63.15	53.19	45.17	58.77
68	大船渡消防署庁舎外（消防団機材倉庫を含む）	5.73	7.29	1.79	0.00
69	防災センター	134.24	143.58	137.73	132.14
70	防災観光交流センター	69.51	74.93	77.38	87.29
71	永浜地域集会場	0.00	0.00	0.00	2.43
72	森っこ・洞川原地域集会所	0.00	0.00	0.00	0.77
住民利用施設合計		3,093.55	3,296.19	2,846.09	3,154.90

【教育施設】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1	綾里こども園	18.88	21.20	20.02	20.90
2	越喜来こども園 (H28.10~)	19.87	20.95	22.17	21.29
3	吉浜こども園	14.24	16.24	16.53	16.66
4	キッピン学童	0.00	2.18	2.05	2.14
5	放課後児童クラブたっせ学童クラブ	2.97	3.69	3.56	4.06
6	放課後児童クラブキッズクラブいかわ	4.33	4.82	3.88	3.98
7	放課後児童クラブさくらりっこ	3.17	3.56	3.54	3.67
8	放課後児童クラブりょうりキッズ	1.86	1.81	2.14	2.10
9	放課後児童クラブうみねこキッズ	2.09	2.30	2.20	2.24
10	日頃市小学校放課後児童クラブ施設	2.56	3.37	3.06	3.33
11	盛小学校	51.86	55.28	55.21	52.83
12	大船渡小学校	53.08	56.17	55.73	55.46
13	末崎小学校	43.02	45.77	45.54	47.75
14	赤崎小学校	72.71	87.61	95.79	96.12
15	猪川小学校	58.92	62.20	62.43	68.65
16	立根小学校	57.14	62.14	58.34	63.93
17	日頃市小学校	46.13	49.40	50.04	53.44
18	大船渡北小学校	80.86	76.95	76.76	81.43
19	綾里小学校（民族資料保管庫を含む）	62.19	62.59	65.43	51.25
20	越喜来小学校	63.06	68.47	77.89	81.98
21	旧崎浜小学校	1.07	0.71	0.30	0.00
22	吉浜小学校	32.05	27.24	33.67	33.89
23	第一中学校	90.42	92.11	89.27	90.32
24	大船渡中学校	98.45	104.26	111.56	105.95
25	末崎中学校	63.12	64.87	62.97	68.88
26	東朋中学校	0.00	0.00	0.00	123.43
27	旧赤崎中学校	103.89	112.74	115.25	0.00
28	旧日頃市中学校	37.28	38.37	1.29	1.25
29	旧綾里中学校	31.59	32.77	33.04	0.00
30	旧越喜来中学校	28.89	30.95	0.00	0.00
31	旧吉浜中学校	39.32	36.80	0.00	0.00
教育施設合計		1,185.02	1,247.52	1,169.65	1,156.92

【事業施設】		総排出量 (t-CO2)			
		H30	R1	R2	R3
1	北部学校給食センター	360.46	348.91	337.55	333.70
事業施設合計		360.46	348.91	337.55	333.70

【その他の施設】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1	三陸パーキングトイレ	26.15	11.20	10.35	9.97
2	通岡展望地さわやかトイレ	0.02	0.00	0.00	0.00
3	三面椿見学者用トイレ	1.24	1.24	1.54	1.90
4	山村広場	0.29	0.83	1.38	1.10
5	綾里倉庫 (文化財整理室)	9.40	11.21	8.48	4.86
6	吉浜倉庫 (文化財整理室)	2.14	2.44	1.82	1.38
7	埋蔵文化財綾里収蔵庫	0.00	0.00	2.23	0.50
8	文化財収蔵庫	0.00	0.25	0.00	0.00
9	コミュニティ消防センター (小石浜)	0.24	0.24	0.27	0.26
10	コミュニティ消防センター (野形)	0.29	0.29	0.24	0.25
11	コミュニティ消防センター (根白)	0.46	0.49	0.49	0.49
12	コミュニティ消防センター (本郷)	0.88	0.81	0.73	0.70
13	コミュニティ消防センター (扇洞)	0.32	0.31	0.31	0.29
14	コミュニティ消防センター (木町)	1.35	1.37	1.03	1.06
15	コミュニティ消防センター (上三区)	0.40	0.41	0.31	0.33
16	コミュニティ消防センター (鷹生)	0.84	0.93	0.72	0.71
17	コミュニティ消防センター (長安寺)	0.43	0.40	0.31	0.34
18	コミュニティ消防センター (小田梅神)	0.46	0.51	0.50	0.59
19	上甬嶺地区消防屯所	0.73	0.43	0.00	0.00
20	第1分団第1部屯所	0.77	0.90	0.68	0.54
21	第1分団第3部屯所	1.31	1.30	1.05	0.96
22	第1分団第4部屯所	0.67	0.71	0.59	0.65
23	第2分団第1部屯所	0.96	1.11	0.79	0.73
24	第2分団第2部屯所	1.75	1.05	0.80	0.90
25	第2分団第3部屯所	0.82	0.87	0.64	0.60
26	第3分団第1部屯所	0.84	0.86	0.74	0.66
27	第3分団第2部屯所	0.83	1.16	1.13	0.97
28	第3分団第3部屯所	0.42	0.44	0.31	0.24
29	第4分団第1部屯所	0.54	0.59	0.45	0.47
30	第4分団第2部屯所	0.36	0.39	0.30	0.48
31	第4分団第4部屯所	0.00	0.00	0.68	0.55
32	第4分団第5部屯所	0.65	0.71	0.56	0.56
33	第5分団第1部屯所	0.58	1.24	1.06	1.05
34	第5分団第2部屯所	1.11	1.28	1.13	1.28
35	第5分団第3部屯所	0.36	0.45	0.35	0.33
36	第6分団第1部屯所	0.78	0.83	0.87	0.53
37	第6分団第2部屯所	0.65	0.71	0.57	0.70
38	第7分団第1部屯所	0.71	0.65	0.53	0.57
39	第7分団第2部屯所	0.72	0.69	0.64	0.58
40	第7分団第3部屯所	0.65	0.70	0.57	0.54
41	第8分団第1部屯所	0.36	0.80	0.74	0.71
42	第8分団第2部屯所	0.45	0.48	0.34	0.28
43	第8分団第3部屯所	0.40	0.34	0.23	0.46
44	第9分団第1部屯所	0.46	0.49	0.37	0.51
45	第9分団第3部屯所	0.48	0.45	0.32	0.31
46	第10分団第1部屯所	0.69	0.75	0.58	0.55
47	第10分団第2部屯所	0.67	0.77	0.49	0.34
48	第10分団第4部屯所	0.00	0.00	0.56	0.58
49	第10分団第5部屯所 (白浜)	0.00	0.00	0.14	0.14
50	第10分団第5部屯所 (野々前)	0.00	0.00	0.29	0.28
51	第11分団第1部屯所 (甬嶺)	0.79	0.87	0.68	0.82
52	第11分団第2部屯所 (崎浜)	0.00	0.56	0.46	0.43
53	第11分団第3部屯所	0.49	0.71	0.58	0.60
54	第11分団第4部屯所	0.75	0.67	0.56	0.09
55	第11分団第5部屯所 (前田)	0.68	0.48	0.65	0.58
56	第12分団第1部屯所	0.00	0.00	0.73	0.00
57	第12分団第4部屯所	0.33	0.32	0.30	0.36
58	三陸鉄道盛駅	7.39	7.92	6.98	6.46
59	盛駅前トイレ	4.12	5.09	4.47	4.26
60	陸前赤崎駅	1.01	0.97	0.87	0.83
61	綾里駅	7.20	7.69	6.92	7.51

【その他の施設】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
62	恋し浜駅（待合室、ホーム、自動販売機、小石浜駅前トイレ）	1.57	1.53	1.33	1.37
63	甫嶺駅（甫嶺駅前トイレを含む）	1.90	1.51	1.15	1.06
64	三陸駅	7.25	7.66	6.82	7.17
65	第1浄水場	99.89	105.88	100.55	99.53
66	第2浄水場	327.87	333.58	291.20	278.68
67	第3浄水場	159.56	134.73	118.54	82.70
68	長崎ポンプ場	19.29	18.99	17.98	16.34
69	日頃市ポンプ場	5.43	5.99	4.80	4.80
70	笹崎ポンプ場	20.75	18.92	14.63	15.50
71	中野ポンプ場	5.34	7.32	7.62	3.27
72	中野高区ポンプ場	26.21	28.43	27.83	31.51
73	中野高区配水池	3.19	2.82	2.66	3.41
74	山根ポンプ場	5.54	6.24	6.04	4.89
75	長洞ポンプ場	106.24	110.58	83.90	102.15
76	川原ポンプ場	7.87	8.24	7.42	7.27
77	冷清水ポンプ場	47.72	52.40	50.06	50.58
78	野尻配水池	3.22	3.17	3.30	3.41
79	中井ポンプ場	27.49	34.24	23.25	24.24
80	第5水源池	5.91	6.04	33.97	42.42
81	丸森加圧ポンプ場	7.96	7.84	7.58	7.39
82	上鷹生配水棟（H26～）	2.44	2.83	2.53	2.63
83	鷹生ポンプ場（H26～）	11.92	12.43	10.61	20.39
84	宮野排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
85	笹崎排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
86	山馬越排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
87	川原ポンプ場排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
88	大船渡第二排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
89	第4浄水場	0.00	0.00	0.00	0.00
90	中井第三水源地	0.00	0.00	0.00	0.00
91	長崎排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
92	平山ポンプ場	0.00	0.00	0.00	0.00
93	平山排水池	0.00	0.00	0.00	0.00
94	綾里簡易水道	96.13	101.61	135.18	126.02
95	砂子浜簡易水道	10.42	13.02	13.39	12.44
96	小石浜簡易水道	9.39	9.49	8.32	8.58
97	甫嶺簡易水道	11.71	11.77	12.81	13.51
98	越喜来簡易水道	145.57	149.80	141.20	121.99
99	崎浜簡易水道	34.25	36.27	28.73	23.06
100	本郷簡易水道	24.75	27.40	36.31	27.44
101	根白簡易水道	6.71	7.14	7.64	7.69
102	公共下水道（管渠・処理場）	590.59	563.85	477.07	412.52
103	崎浜地区漁業集落排水施設	13.64	16.23	18.38	17.47
104	蛸ノ浦地区漁業集落排水施設	96.51	0.00	0.00	0.00
105	砂子浜地区漁業集落排水施設	8.15	8.54	7.83	7.95
106	小石浜地区漁業集落排水施設	8.48	9.77	8.33	9.18
107	千歳地区漁業集落排水施設	18.70	11.72	10.08	9.72
108	根白地区漁業集落排水施設	21.29	18.07	16.92	18.53
109	みどり町公園（トイレ）	0.96	0.82	0.66	0.67
110	盛川河川敷公園（トイレ）	2.10	1.62	1.32	1.45
111	天神山公園（トイレ）	1.90	1.64	1.20	1.20
112	館下公園（トイレ）	1.56	1.14	0.86	0.88
113	吉野森公園（トイレ）	0.84	0.78	0.56	0.55
114	御山下公園（トイレ）	1.46	1.16	0.87	0.85
115	東町公園（トイレ）	1.33	1.09	0.84	0.75
116	佐倉里公園（トイレ）	0.81	0.89	0.79	0.78
117	南笹崎公園（トイレ）	1.43	1.32	1.00	0.93
118	下船渡公園（照明灯）	0.00	0.00	0.36	0.41
119	赤沢公園（トイレ）	0.42	0.41	0.41	0.41
120	台公園（トイレ）	0.04	0.02	0.01	0.01

【その他の施設】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
121	地ノ森公園 (トイレ)	1.67	1.30	0.99	0.94
122	富沢公園 (トイレ)	1.76	1.60	0.84	0.96
123	加茂公園 (トイレ)	1.07	1.20	1.00	0.96
124	鬼越ふれあい公園水洗公衆トイレ	2.13	1.97	2.60	2.46
125	大田公園 (トイレ)	1.20	0.88	0.85	0.90
126	上手公園 (トイレ、～H27照明分を含む)	1.00	0.99	0.79	0.82
127	駐輪場 (盛駅東)	0.91	0.92	0.84	0.84
128	明神前公園	0.00	0.00	0.00	0.00
129	永沢公園	0.00	0.00	0.00	0.32
130	下平公園	0.00	0.00	0.00	0.00
131	上平公園	0.00	0.54	0.54	0.58
132	宮ノ前公園	0.00	0.00	0.00	0.00
133	諏訪前公園 (トイレ)	0.76	0.60	0.48	0.43
134	石橋前公園 (トイレ)	1.00	0.74	0.68	0.69
135	佐野公園	0.00	0.00	0.00	0.37
136	赤崎公園	0.00	0.00	0.00	0.00
137	長崎公園	0.00	0.00	0.00	0.00
138	前田公園	0.00	0.00	0.00	0.34
139	猪川公園	0.00	0.00	0.36	0.39
140	下権現堂公園	0.00	0.50	0.57	0.53
141	轆轤石公園	0.00	0.00	0.00	0.43
142	中井沢公園	0.00	0.00	0.28	0.32
143	笹崎公園	0.00	0.61	0.43	0.41
144	茶屋前公園	0.00	0.57	0.49	0.51
145	夢海公園	0.00	2.73	2.11	2.59
146	大洞いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
147	西館いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
148	峰岸いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
149	平いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
150	大立いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
151	大洞緑地	0.00	0.00	0.00	0.00
152	泊いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
153	宮野東いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
154	崎浜西いこいの広場	0.00	0.00	0.00	0.00
155	浦浜地区緑地広場	0.19	0.22	0.21	0.29
156	細浦地区緑地広場	0.00	0.00	0.00	0.00
157	綾里地区緑地広場	0.00	0.00	0.00	0.00
158	大船渡魚市場公衆トイレ (H26.4～)	6.02	6.11	6.01	5.95
159	鬼沢漁港トイレ (H28.4～)	1.02	1.04	0.95	0.94
160	小石浜漁港トイレ (H28.4～)	0.45	0.38	0.36	0.37
161	砂子浜漁港トイレ (H28.4～)	0.19	0.20	0.11	0.09
162	長崎漁港トイレ	2.84	2.70	2.54	2.60
163	大船渡港コンテナ用上屋倉庫	2.35	3.02	2.13	2.39
その他施設合計		2,125.61	2,015.14	1,853.39	1,728.84

【全施設区分の合計】		総排出量 (t-CO2)			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全施設区分の合計		6,764.64	6,907.76	6,206.69	6,374.37

※網掛けの施設については、第1期計画期間中においてエネルギーの使用実績（二酸化炭素の排出）があり、かつ、2022年4月1日時点で廃止となっている施設です。